

＜関係法令集＞

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

（研修）

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（登録研修機関の登録）

第三十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第三十七条 観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十条 登録研修機関は、第三十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十二条 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かななければならない。

2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十四条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十七条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十五条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は通訳案内研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十六条 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十条から第四十二条まで、第四十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第四十八条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十九条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による研修業務の実施)

第五十条 観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。
- 3 第一項の規定により観光庁長官が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

別表（第三十七条関係）

科目	講師
一 この法律その他関係法令に関する科目	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 実務に関する科目	一 全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

○通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）（抄）

（法第三十条第一項の国土交通省令で定める期間）

第二十五条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（登録の申請）

第二十六条 法第三十五条（法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定により法第三十条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 履歴書

三 通訳案内研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四 登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

五 登録を受けようとする者が法第三十六条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

（登録研修機関登録簿の記載事項）

第二十七条 法第三十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 研修業務を行う事務所の名称

二 研修業務の開始日

（研修業務の実施基準）

第二十八条 法第三十九条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 通訳案内を行うことを業とする者に対して、通訳案内研修を行うこと。

二 通訳案内研修を毎年一回以上行うこと。

- 三 登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。
- 四 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下「登録研修教材」という。）を使用するものであること。
- 五 登録研修講師は通訳案内研修の内容に関する受講者の質問に対し、通訳案内研修中に適切に応答すること。
- 六 観光庁長官が告示で定めるところにより通訳案内研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、通訳案内研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
- 七 通訳案内研修を実施する日時、場所その他通訳案内研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

第二十九条 登録研修機関は、法第四十条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（研修業務規程の記載事項）

第三十条 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 研修業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 研修業務を行う事務所に関する事項
- 三 通訳案内研修の日程及び公示方法に関する事項
- 四 通訳案内研修の受講の申請に関する事項
- 五 通訳案内研修の実施方法に関する事項
- 六 通訳案内研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 七 通訳案内研修の内容及び時間に関する事項
- 八 登録研修教材に関する事項
- 九 修了試験の実施方法
- 十 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十一 研修業務に関する秘密の保持に関する事項
- 十二 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十三 不正な受講者の処分に関する事項
- 十四 その他研修業務に関し必要な事項

(研修業務の休廃止の届出)

第三十一条 登録研修機関は、法第四十二条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 研修業務を休止又は廃止しようとする日
- 三 研修業務を休止しようとする期間
- 四 研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の閲覧の方法)

第三十二条 法第四十三条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十三条 法第四十三条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載事項)

第三十四条 法第四十七条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修の料金の収納に関する事項
- 二 通訳案内研修の受講申請の受理に関する事項
- 三 通訳案内研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
- 四 その他通訳案内研修の実施状況に関する事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録研修機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 登録研修機関は、法第四十七条の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録研修機関は、通訳案内研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を通訳案内研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

(研修業務の引継ぎ)

第三十五条 登録研修機関は、法第五十条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 二 研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 三 その他観光庁長官が必要と認める事項

○通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準（平成三十年観光庁告示第一号）

（制定 平成三十年一月四日 改正履歴なし）

1 通訳案内研修の内容の基準

通訳案内士法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の内容に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修は、別表上欄各号に掲げる事項について行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間で行うものであること。

2 通訳案内研修の方法の基準

規則第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の方法に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
- 二 通訳案内研修に関する料金について、通訳案内の研修に係る実費を勘案して算定したものであること。
- 三 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- 四 不正な受講を防止するための措置を講じること。

3 登録研修教材の基準

規則第二十八条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内業務を行う者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- 三 その他適当と認められる内容のものであること。

4 修了試験の基準

規則第二十八条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 修了試験は、全国通訳案内士に対して行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。
- 三 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
- 四 修了証明書は別添様式によるものであること。

別表

事 項	時 間
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目 一 旅行業に関する基本的な事項 二 旅程管理の実務に関する事項 三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時間以上
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目 一 災害等の発生時における行動に関する事項 二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時間以上

備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

別添様式 （略）